



こととしております。

また、附屬機関としまして土地鑑定委員会を置き、地価公示、不動産鑑定士試験等の実施及び不動産の鑑定評価に関する重要事項について調査審議することとしております。

第四に、國土総合開発廳の設置に伴い、内閣法及び関係各省厅設置法の改正その他の関係法律の整備を行なうこととしておりますが、特に環境の保全の観点から、下水道整備緊急措置法等についても所要の改正を行なうこととしております。

最後に、國土総合開発廳は、昭和四十八年七月一日から発足することとしております。

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

鈴木力君。

〔鈴木力君登壇、拍手〕

○鈴木力君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました國土総合開発廳設置法につき、若干の問題点について質問いたします。

本法案は、國土総合開発法、國土総合開発公團法とともに、田中総理の日本列島改造論を具体的に推進する措置であると解しますが、昨年総理が

この改造論を発表して以来、企業の土地、株式への投機があり、地価、物価の著しい騰貴を招きました。また、全国土に乱開発による荒廃を來たし、さらに公害は拡大の傾向をたどるのみであります。また、むつ小川原巨大開発の例によりますように、開発は住民不在で露骨な企業本位であ

ることが明確となり、地域住民の混乱を巻き起こしているのであります。

こうした国民に背を向けた日本列島改造に対して、国民は、はつきり拒否の態度を示したはずであります。すなわち、昨年の総選舉において、日本列島改造を一枚看板とした自民党的得票率がそれを証明いたしますし、なお、その後の田中内閣の支持率が日を追つて低下している事実で明らかであります。総理はこの事実をどう受け止め

ていられるのか、伺いたいのであります。

政府はきびしく反省し、改造論を撤回し、住民も所要の改正を行なうこととしておりますが、特に環境の保全の観点から、下水道整備緊急措置法等についても所要の改正を行なうこととしております。

最後に、國土総合開発廳は、昭和四十八年七月一日から発足することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

鈴木力君。

〔鈴木力君登壇、拍手〕

○鈴木力君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました國土総合開発廳設置法につき、若干の問題点について質問いたします。

本法案は、國土総合開発法、國土総合開発公團法とともに、田中総理の日本列島改造論を具体的に推進する措置であると解しますが、昨年総理が

この改造論を発表して以来、企業の土地、株式への投機があり、地価、物価の著しい騰貴を招きました。また、全国土に乱開発による荒廃を來たし、さらに公害は拡大の傾向をたどるのみであります。また、むつ小川原巨大開発の例によりますように、開発は住民不在で露骨な企業本位であ

ることが明確となり、地域住民の混乱を巻き起こしているのであります。

こうした国民に背を向けた日本列島改造に対して、国民は、はつきり拒否の態度を示したはずであります。すなわち、昨年の総選舉において、日本列島改造を一枚看板とした自民党的得票率がそれを証明いたしますし、なお、その後の田中内閣の支持率が日を追つて低下している事実で明らかであります。総理はこの事実をどう受け止め

す。土地利用計画は全國計画を基本として定める

とし、都道府県総合開発審議会及び市町村長の意見を聞くとしているけれども、それは内閣総理大臣の承認を義務づけております。

知事が指定することになつて、特別地域の指

次に、日本列島改造論によりますと、現在一五%の農業人口を四ないし六%に切り詰め、農地もまた工業用地、道路、宅地等に転換した残余を充てるとされておりますが、まさに工業本位開発であつて、農業切り捨て政策であり、農業の将来の展望は全くありません。国際的に食糧不安が伝えられ、各國ともその対策に取り組んでいます。今日、米を除くほとんどの食糧を外国に依存している我が国は、いまこそ農業政策の充実をはかり、食糧自給の原則を確立するときではあります。

また、水産業も、乱開発による漁場の荒廃、公害による汚染等、水産資源は食糧とともに危機に瀕しております。これが対策を農林大臣にお伺いいたします。

農林省の「日本列島改造問題と農林水産業」という文書によれば、農林漁業は食糧の自給をはかるとともに、国土の自然環境保全、都市住民に対する自然の提供する機能を志向しておりますが、私も全く同感であります。しかし、政府の一連の開発構想では、この農林漁業の機能が果たされたる可能性は全くないと、も過言ではありません。

總理並びに農林大臣に、具体的方策を承りたいと

また、知事権限を著しく剥奪したのは、國土開

発は國の事務であつて、知事に機関委任しているにすぎないという考え方でありますか。地域開発こそ直接地域住民の利害にかかわり、生活を支配するものであるだけに、納得できません。地

方行政の責任者である自治大臣に所見を承りたい

ものであります。

次に、行政監理委員会は、地方公共団体の自主性が尊重され、地域住民の意思が的確に反映される必要があるとの意見書を出しておりますが、この意見がどこに生かされておりますか、總理大臣

さらには、特定総合開発地域も、内閣総理大臣が指示に対して指定の指示の権限を有し、知事には指示に関して講じた措置を義務づけております。

知事の意思で指定する場合は、總理大臣の承認を要することになります。こう見てまいりますと、まさに總理が絶対の権力者であり、地方自治体の諸機関は開発に関する限り無能力者となつておるのであります。

國土開発は、いまさら論ずるまでもなく、地域住民のためのものであります。しかしに總理は、一切の地方自治体の機関を抑え、独裁的に開発をしようとの態度は、日本列島改造論ではなくて、日本列島独占論と言つてよいではありませんか。何のためにこのような権力的な、独裁的な方策を遂行しようとしているのか、總理の御説明を求める次第であります。

次に、國土開発の基本的態度について伺います。都道府県計画は、市町村長と地方審議会の意見を聞き、議会の議決を要することになつておりますけれども、これは形だけ整えたものであつて、總理大臣の定めた全国計画に沿わない議決をした場合は、さきに述べたように、總理大臣の勧告を受けて変更させられることになります。これでは、議会は形骸にひとしく、まさに過去の翼賛議会になるのであります。主権在民の憲法下にある地方

を尊重せねばなりません。この重要な計画を國会議決の対象からはずしておらずしておるこの行為に対し、江崎自治大臣の御所見を承りたいと思います。

さらに、全国計画は、地方計画ほか一切を支配する重要な基本計画であります。これを審議する國土総合開発審議会委員を總理大臣の任命する委員のみとどめ、國會議員を除外し、さらに、總理大臣の独裁的権限のもとに天下り開発を志向しているではありませんか。すなわち、全國総合開発計画は内閣総理大臣がきめ、都道府県及びその他他の計画の基本になると規定し、地方計画に対し、内閣総理大臣の助言と勧告権を与えておりませんか、お伺いいたします。

次に、この法案で見る限り、たとえば土地に関する取引の届け出制をとつていていますが、その面積

の規模が大き過ぎ、小規模乱開発、都市計画のスプロール化、地価の抑制等の効果がきわめて薄く、また、土地取引契約の締結中止を勧告することができることになつておりますけれども、勧告するに従わなかつた場合の措置は公表のみであります。これでは企業の買い占め、乱開発の歯どめにならないと思うが、いかがでござりますか。この際、土地利用取引一切を当該自治体の長の許可制にして、この歯どめの効果を求める意思がありますが、あわせて総理大臣にお伺いいたします。

次に、文部大臣に、新学園都市についてお尋ねいたします。

まず第一に、新学園都市構想は、どんな都市をつくろうとしておるのか、そこにどんな大学をつくろうとしているのか、そのための手だてなど詳しく述べられるとこころによりますと、教員養成大学も計画されているようであります。その必要とする理由は那辺にありますか。現在の各県にある国立大学の教育学部で足りない理由は、どこにありますか。御説明いただきたいと思ひます。大方の大学研究人が反対している筑波大学方式の大学を、開発法に基づき、中央権力をもつて有無を言わせず押しつけようとする意図と疑われますが、真意は那辺にありますか、お伺いたします。

今日の高等教育の問題の急務は、各地方の国立大学を抜本的に充実、整備、拡大して、大学間の格差を是正することにあると思ひます。筑波学園都市では、すでに周辺地域が、企業の土地の買いあさりと地価の暴騰を來たし、その他地元住民にさまざまな問題を起こしておることにかんがみ、政府はこの構想を中止し、その財源をもつて、さきに述べました地方大学の抜本的拡充をはかり、大学間の格差を是正することを提案いたします

年、開発庁設置の構想が打ち出されましたときに、関係各省庁はそれぞれの既得権を守ろうとしたが、この設置案に反対の動きが続出したことは有名な話であります。行政監理委員会の意見で統合されるべき北海道開発庁が統合されなかつたことは、その顕著な例でありましょう。また、これらの動きによつて、関係各省庁の持つている実施権限もそれを侵さない範囲で、結局関係機関の寄せ集めになつてしまつたのであります。機構の統合はあっても、機能的統一はあり得べくもありません。日本列島改造の中身が行き詰まつた今日、それをこまかくための機構いじりにすぎないと思いますが、どうして設置の目的を果たそうとするのか、総務長官にお伺いいたします。

第二に、権限が問題であります。少なくとも設置の目的を果たすためには、開発庁は、予算についても、見積もりの調整、一括計上、実施計画の調整という全面的な調整権を、開発計画作成権限とあわせ持たなければ、開発庁としての任務を果たすことは不可能であります。しかしに、これらは大蔵省の権限であつて、計画実施の円滑さを欠くことさえ予想されるのであります。これらの点についての具体的対策があつたらお聞きいたしたいと思います。

第三は、行政監理委員会の意見にあるとおり、国土開発の推進は、経済社会発展の一環として、これらの面を総合する全体的計画との調整が必要であります。従来経済企画庁で行つてまいりました経済計画と開発計画が分離されることになり、政策の対立、不統一を招くおそれがあると思いますが、総務長官の御見解をお尋ねいたしました。

最後に、政府は行政監理委員会の意見により本法案を提出したと言つておりますが、地方公共団体の自主性が尊重され、地域住民の意思が的確に反映される必要があるとの意見は、さきに述べましたとおり完全に抹殺されております。また、開発にあたつては、国民の福祉と文化の向上を目ざ

す基本的理念に立脚し、国土の全域にわたり均衡のとれた施策を推進することが重要課題であるとの意見に対し、具体的な施策はどこにも見当たりません。政府は、行政監理委員会の意見をつまみ食いしたのであって、国民の利益につながる部分は、あえて切り捨てたとも見られるのであります。が、なぜこのようになったのか、総理並びに総務長官にお伺いいたします。

以上述べましたように、開発庁の設置もその機能発揮が期待できず、全国総合開発計画は非民主的な国家権力による天下り開発と、依然として大企業本位、反国民的なものになることは歴然としているのでありますから、さきに述べましたように、政府はいさぎよくこの法案を撤回し、新たに住民参加による、地域住民のための開発に再出発することを重ねて強く御要望申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 鈴木力君にお答えをいたします。

まず第一に、日本列島改造政策の大転換をはからなければならぬことなどございますが、日本列島改造政策、すなわち国土総合開発計画が必要であるのかないのかという、まず基本的な問題をちょっと申し上げてみたいと思うわけでございますが、これは現在の状態、一億六百万人余の人口を持つ日本でございますが、現実問題として、東京、大阪、名古屋の五十キロ圏合わせると国土の総面積の一%でございますが、ここには現実的に三千二百万人の人が住んでおるのであります。この現実を無視して政策は立て得ないであります。しかも、東京を中心とする、法律でいう首都圏には三千百万人余の人が集中をしておりますので、過度に集中をしておるといわれておるのをご存じます。しかも、ニューヨークの市街地面積に対する道路の比率は三五%であります。ワシントンは四〇%を持つのであります。東京や大阪は、わずかに一二・五%という状態であります。

震災のよろんなものが起らぬといふ保証のないときに、人命をどうして一体確保するのかという事実を認識しないところに現実的な解決の政策はないわけであります。しかも、昭和六十年を展望した国民の意識調査によりますと、全国民の八五%に近い人が都市の生活を望んでおることは、御承知のとおりでございます。このような事実を無視して具体的な政策を立てるることはできないわけであります。しかも、昭和六十年になりますと、関東、中部、近畿には膨大な水が不足をするのであります。

そういう事実を考え、豊かな生活環境を確保し、地価の抑制をはかり、しかも国民の生命と財産を守るために、国土の総合開発を行なわなければならぬということは、もうだれが考えても論を待たないことであつて、政党政派の違ひをもつてこの事実を認めないわけにはまいらないのであります。

未利用地域の利用も反対である、高層化も反対である、しかも、供給と需要のバランスをとる国土の総合開発も反対であるといつて、地価問題が解決できるはずがありません。(拍手)

そういう意味で、長期的展望に立って、日本の国土を合理的に開発することによって日本人の生活を向上させ、生活環境を向上させようと、いう手段としてのものでありますから、列島改造政策を転換する考へはありません。もし、これ以上に解決の案があるならば、具体的に国民の前に提示をされたい。(拍手)

第二は、列島改造政策における農業の位置づけでございますが、農業及び農村は、国民に食糧を安定的に供給するだけではなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で、重要な役割りを果たしておるのであります。今後、国土の総合的な開発を進めるにあたりましては、このような農業と農村の役割りを十分に評価をし、その健全な発達をかかる必要があるのであります。このよろんな状態を是認しておる限り、関東大震災のよろんなものが起らぬといふ保証のないときに、人命をどうして一体確保するのかという事実を認識しないところに現実的な解決の政策はないわけであります。しかも、昭和六十年を展望した国民の意識調査によりますと、全国民の八五%に近い人が都市の生活を望んでおることは、御承知のとおりでございます。このような事実を無視して具体的な政策を立てるることはできないわけであります。しかも、昭和六十年になりますと、関東、中部、近畿には膨大な水が不足をするのであります。

す。私の、日本列島改造も同様な認識に基づいております。

このため、土地利用の全般的かつ総合的な調整をはかり、農業生産に必要な優良農地を優先的に確保し、その整備を計画的に進めますとともに、農業団地の形成等を通じて、能率の高い農業の育成をはかるまいと考へておるのであります。また、農業だけではなく、過般国会を通過いたしました農村工業導入法のことと、農工商一体の均衡のとれた発展をはかる以外に、農業地域の所得の向上をはかることはできないのであります。

東北地方の青森県は、農村人口の五三%までが出かせきに出なければならないという事実を否定して、国土の均衡ある開発をはかりながら所得の均衡をはかることはできないのであります。

(拍手)

第三は、國総法における總理大臣の権限と地方自治の問題についての御発言でございましたが、國土の総合開発にあたりましては、基礎的な調査を十分に積み重ねた上で、地域住民の意向を十分に積み重ねた上で、地域住民の福祉に均てんさせることを要請されておるのであります。國総法におきましては、これらの点について、できる限り配意し、国及び都道府県の責任を明らかにいたしております。

なお、知事権限の問題についてお触れになりましたが、御所論とは逆に、國総法案では、都道府県における総合開発、土地利用等に関する事務は、すべて都道府県知事の所掌となるなど、從来の地域立法に比べ、都道府県知事の権限を拡充強化をいたしております。内閣總理大臣が、勧告、指示等を行なうことができますのは、全國的観点、広域的観点から、特に調整する必要のある場合に限られておりまして、地方自治を尊重する方針に何ら変わりはないわけであります。しかも、地方の開発を立案したり、いろいろ計画をしたりするということは、地方自治体を主眼に考えており、手伝うことがあれば、國も政府機関

もこれに協力をするという姿勢であることを、この際、念のため申し上げておきます。(拍手)

小規模の乱開発を防止できないという趣旨の御発言でございましたが、國総法案では、一定規模以上の土地取引につきまして、届け出、勧告制を設けております。乱開発につながるおそれのある取引につきましては、これで十分対処し得るものと考えておるのであります。

さらに、特に、投機的取引による地価の急騰を防止するため、必要ある場合には、都道府県知事が特別規制地域を指定しまして、すべての土地取引を許可制とすることができるようになつておることは御承認のとおりでございます。

これらの考え方は、野党の皆さんのが、このような法律をつくれといふことを長いこと御要請になつておつたと、私は理解しておりますのでございまます。いま、乱開発が行なわれて困るから、こういう方法があるのか、はうつておけば乱開発が進むわけでありますから、それはやはりいい法律案や制度をつくるなければならないということは、ひとつ党としての立場を離れて、国民の立場で御理解をいただきたい。

次は、審議会は広く民間の意見を吸収する場でござりますから、委員としては、本来、学識経験者などが望ましいことは言う待ちません。國會議員を含めなかつたということは、これは、最近

新學園都市についても申し上げたいとも思いますが、私がに対する御質問がありませんし、しかも文部大臣を御指定でござりますので、文部大臣

○國務大臣(坪川信三君) 鈴木議員の四点にわたり御質疑に対しましてお答え申し上げます。

第一点は、現在、國土の総合開発に関する行政省厅に所掌が分かれています。しかし、過密化を防ぐため、環境の保全、社会資本の充実等の諸問題に対処しつつ、住みよく生きがいのある地域社会を建設するためには、総合的かつ齊合的な國土開発を強力に推進する必要があります。このため、今般、強力な企画調整機能を持つ國土総合開発廳を設置いたしまして、國土総合開発に関する

基盤的かつ総合的な政策及び計画の企画立案並びに関係行政機関の國土総合開発に関する計画及びその実施の事務の調整、また、國土総合開発の前提である土地、水問題等の対策等を行なわせることがとしたものであります。なお、今回の國土総合開発廳の設置は、昭和三十九年の九月の臨時行政調査会の答申及び昨年十一月の行政監理委員会からの意見に沿つたものであります。なほ、今回、國土総合開発廳を設置いたしましたとおりでございます。

なお、北海道開発廳につきましては、北海道の歴史的、地理的特殊性及び北海道開発計画が目下進行をいたしておりますことなどにより、今回は統合を見合せたのであります。行政運営にあたりまして、十分調整をはかりたいと思うのでござります。

また、御質疑の第二点でござりますが、事業に関する予算の調整の方法といたしましては、御指摘のとおり、関係予算の一括計上等の方法によることも一つの考え方ではあります。國土総合開発廳設置法においては、関係省厅が多岐にわたる特定の大規模の地域の開発事業について、各関係省厅の予算の見積もり方針及び配分計画等の調整を行なうことにより、國土総合開発に関する計画と実施の一体化をはかるうとすることございま

す。御質疑の第三点に関しましては、長期経済計画の第三点に関しましては、長期経済計画と実施の一体化をはかるうとすることございまして、主要食糧の八〇%程度の自給率を維持する必要があるといわれ、経営規模の大型化、高生産性農業の育成のため、土地基盤整備の促進、集落再編成と新農山漁村計画と種々構想を述べられており、これを受けて農林省は「日本列島改造問題と農林水産業」を発表した次第でござります。具体的には、本年度の予算で新土地改良計画の十年間十三兆円の投資や、また新漁港整備計画、二次構造改善事業、農村総合整備モデル事業あるいは農

政策全般の長期的な運営方針を定めるものであります。他方、全国の総合開発計画は、國土の自然的、社会的条件を考慮して、その有効な利用、開発、保全をはかるための基本的な方向を示す、いわば土地利用及び施設を中心とした計画でござります。したがって、両計画の計画領域はそれぞれ異なるので、それぞれの所管を別々の厅に分けることが不適当であると言ひがたいのであります。

しかし、両計画は相互に補完しつつ一体的に運用すべきものと考えておりますので、國土総合開発厅は、経済企画厅と緊密な連携を保ちながら、両計画との調整に関し遺憾なきを期してまいりたいという考え方でございます。

最後に、新しい國土の総合開発は、お説のとおり、地方公共団体の自主性、地域住民の福祉を尊重して進めなければならないということは、先ほど田中総理もお述べになりましたとおり、当然なことでござります。國土総合開発厅の行政運営にあたりましては、地方公共団体の協力を得まして、地域住民の意向を十分把握しつつ、國土の均衡ある利用計画を確立いたしまして、齊合的に開発を行なう所存であります。

以上お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣(櫻内義雄君登壇、拍手)〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 農業については総理がお答えしたところであります。農林省としては、列島改造の中で、農業は、國民に一日も欠かすことのできない食糧を生産し供給すると同時に、農民所得の源泉であり、國民經濟全体から見ても主要食糧の八〇%程度の自給率を維持する必要があるといわれ、経営規模の大型化、高生産性農業の育成のため、土地基盤整備の促進、集落再編成と新農山漁村計画と種々構想を述べられており、これを受けて農林省は「日本列島改造問題と農林水産業」を発表した次第でござります。具体的には、本年度の予算で新土地改良計画の十年間十三兆円の投資や、また新漁港整備計画、二次構

村地域工業導入の諸施策をお願いした次第でございましたして、種々御批判がございましたが、それは当たらないと存じます。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎真澄君) 私には三點ほどの御質問がありました。が、本法案では、都道府県総合開発計画をはじめとして、地方自治尊重の立場から、すべてといつていいくらい、ほとんどの権限を都道府県知事にめだねておるわけでございます。承認行為とか總理の勧告とか、少し行き過ぎじゃないかということあります。が、国土の均衡ある発展をはかる、これは過若過熟の問題の解消等々をはじめとして、これはもう最小限のものと認めておるだけであります。しかも住民の声が反映いたしますするように、それらについても必要に応じて公聴会の開催を行なうことをきめておりまして、今後とも住民の声というものはもとより十分反映し、地域社会の責任者の計画の線に沿って国土の総合開発がなされていくことが望ましいというふうに認識をいたしております。

地域の開発は、いま申し上げましたように、住民に最も密接しておるわけであります。そんなことでいろいろな権限を県知事に与えておるわけであります。が、そうかといって、この地域の開発は、国土の均衡ある発展を念願いたしておりますので、したがいまして、他の地域開発立法と同様に行なつてもらら、これはどうも形式上はうなづらざるを得ないといふふうに考えております。

なお、革新知事を意識して中央の権限を強化したのではないかといふふうな御質問であったようになりますが、以上申し上げましたとおりで、都道府県に相当な権限をめだねておるわけでございまして、そういうことは一切ございません。

(拍手)

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

〔國務大臣(奥野誠亮君) 高等教育の将来像につきまして、高等教育懇談会を昭和四十七年度に発

いましたして、種々御批判がございましたが、それは

当たらないと存じます。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

足させたわけでございまして、その大局的な立

場から御審議をいたしまして、昭和六十年代当

初において、現在よりも約一〇%高い四〇%の進

歩率に対応し得る高等教育の量と質を確保するこ

とを目的に、高等教育機関の計画的、調整的な拡

充整備を進め、全国的に均衡のとれた高等教育の

発展をはかるべきであるとの御意見をいただいた

ところでございます。このような御意見をもとに

いたしまして、高等教育機関を全国的に適正配置

をはかっていただきたい、それとの関連のもとにおき

まして、自然環境に恵まれた地域に新学園を建設

したいということで、調査、研究を進めていると

ころでございます。

新学園の建設の意義、規模、内容、新学園の環境及び立地のための条件、地域社会と新学園との関連等に関する基本的な事項についての調査を求めるために、新学園建設等調査会を発足させたわけでございました。

いずれにいたしましても、大学が文化の中心を

なすものでござりますだけに、国土の全域にわたる均衡ある発展を遂げてまいりますために、地方に有力な大学、学園を設置していく、それがこの役割りを果たすことになるのではなかろうかと、かようにも考へておるわけでござります。とりわけ今日、大学が大都市に集中しているばかりでなく、キャンパスが幾つにも分かれておつた。環境がかなり荒廃を見ているわけございまして、どういふうなところから、思い切った学園を地域的に建設していく、こう考へておるわけございまして、都市の規模、その他に対応いたしまして、総合大学であつたり単科大学であつたり、あるいは複数の大学であつたり、多様なものが考へられる、こう思つておるわけでございまして、特に、国立ばかりじゃなしに、国立、公立、私立もその中に加わつてまいり、そして自然環境に恵まれるとともに、高度の教育研究水準を維持しておきたいと、かように考へておるわけでございまして。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

〔國務大臣(奥野誠亮君) 高等教育の将来像につ

きまして、高等教育懇談会を昭和四十七年度に発

しましたして、かのように考へておるわけでござ

いました。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

〔國務大臣(奥野誠亮君) 高等教育の将来像につ

きまして、高等教育懇談会を昭和四十七年度に発

要領書

## 一、委員会の決定の理由

の限度額は三百億円である。このうち昭和四十六年発生の災害の復旧事業費補助のため、昭和四十七年二月十日に決定した國の債務負担行為の総額は百四十九億六千百万円である。

本件について慎重に審査した結果、異議がなかつた。

昭和四十七年十二月二十二日

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)  
昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)  
昭和四十六年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書  
昭和四十六年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費  
増額調書(その2)  
昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)  
昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)  
昭和四十七年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費  
増額調書(その1)  
右は多數をもつて承諾を與えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

(四) 昭和四十六年度特別会計予算總則第十二条の規定に基づき、昭和四十七年二月十日から同年三月二十八日までの間に経費の増額をした金額は三百七十三億七千九百万余である。

(五) 昭和四十七年度一般会計予備費の予算額は一千百億円であつて、このうち、昭和四十七年四月十四日から同年十二月二十八日までの間ににおいて使用した金額は六百十七億五千四百万円余である。

(六) 昭和四十七年度各特別会計予備費の予算額は、七千五百八十八億四千八百万円余であつて、このうち、昭和四十七年五月四日から同年十二月十九日までの間に使用した金額は三百五十四億六百万円余である。

(七) 昭和四十七年度特別会計予算總則第十条の規定に基づき、昭和四十七年八月四日から同年十二月十九日までの間ににおいて経費の増額

(二) 昭和四十六年度各特別会計予備費の予算額は九百五十億円であつて、このうち、昭和四十七年一月七日から同年三月二十九日までの間ににおいて使用した金額は四百四十五億四千八百万円余である。

(三) 昭和四十六年度各特別会計予備費の予算額は六千五十六億一千三百万円余であつて、このうち、昭和四十七年二月四日から同年三月二十九日までの間ににおいて使用した金額は五百三億九千五百万円余である。

(四) 昭和四十六年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、昭和四十七年三月二十八日に経費の増額をした金額は六十三億六千七百万円余である。

一、昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

一、昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

一、昭和四十六年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

一、昭和四十六年度特別会計予算總則第十一  
条に基づく経費増額総調書及び各省各厅  
所管経費増額調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年五月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

一、昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

一、昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

一、昭和四十七年度特別会計予算總則第十条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年五月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書

(1) 本件決算は、これを是認する。  
内閣に対し、次の通り警告する。

いわゆる審議会等については、現状において、その必要性を検討すべきものが多々あり、中には構成員の過度の兼任、会長職務の空席、委員手当の不均衡等の不備がみられ、また、その活動状況が著しく不活発なもの例が跡をたたないことは遺憾である。

政府は、可及的すみやかに審議会等の活動の実態を検討し、できる限り整理統合を推進するとともに、委員の構成、委員手当にも配慮を加え、民意が公正かつ適確に行政に反映するよう機能充実に努めるべきである。

(2) 防衛庁が民間企業に委託契約して行なう研究開発に伴つて生ずる工業所有権について、現在、その大多数が民間企業に帰属していることは看過できない。

政府は、この研究開発の財源が全額国費であることおよび防衛庁の研究開発がもつ特殊性などの実情をあらためて考慮し、このような工業所有権はすべて國に帰属させる方向で、現行の取扱いを再検討すべきである。

(3) 公害防止事業団が受託金融機関に委託して行なう融資事業の貸付金のうち、対象外施設の設置に使われたり、目的以外の用途に一時使用されている事例があることは遺憾である。

政府は、当事業団に対し、受託金融機関および貸付先企業への適時適切な指導監督を行なわせ、事業目的が達せられるよう努めるべきである。

(4) 日本私学振興財団が、私立大学等に対する経常費補助事業を実施するにあたり、「小田原女子学院」に交付した補助金のことく、著しく適正を欠いている事例が、前年度に引き続き認められたのは遺憾である。

政府は、当財團に対し、学校法人において適正な補助事業が達成されるよう指導監督に一層努力を払うべきである。

なお、最近、私立医科歯科系大学の中には、入学の際に極めて高額の寄付金を徴収している事例があり、松本歯科大学のことく不正に設立認可をうけた大学さえあり、またかなりの私立大学等において、定員水増しなどによる教育条件の悪化が見受けられるのも遺憾である。

政府は、今日私学のもつ重要性にかんがみ、このような事態を放置することなく、教育環境の向上をはかるため、適切な助成措置を講ずるとともに、指導監督に格段の努力を払うべきである。

(5) 最近、看護婦不足はますます深刻化し、そのために折角整備された病床の閉鎖を余儀なくされている状況がみられるのは遺憾である。

政府は、率先して養成施設を増強するとともに、看護婦勤務の特殊性に即応した環境の整備および労働条件の改善を行ない、潜在看護婦の活用をはかるよう対策を講すべきである。

最近、ゴルフ場の建設に関しては、少なからずも、国立公園内の建設の禁止ならびに国土の保全等保安林指定目的の達成を阻害するような保安林解除の中止をはかるほか、環境

(7) 保全に支障を及ぼさないよう厳に配意し、会員になるなどの公私混こうは厳に戒むべきである。

なお、一部の高級公務員がゴルフ場の名譽会員になるなどの公私混こうは厳に戒むべきである。

(8) 阪神高速道路公團が建設した一部の道路で、供用後間もないのに、重量車による法定外の荷重等のため、路面損壊の事故が続発したこととは、看過できない。

政府は、この種事故が当公團の道路に限らず、今後も多発する可能性性にかんがみ、工事監督や施工管理に留意するとともに、検量施設の整備等によつて重量車に対する規制を強化し、走行の安全確保と道路の保全をはかるべきである。

(9) 有線音楽放送業者の一部が道路管理者の許可をうけることなく、電柱等に放送線を添加して道路を不法に占用し、占用料等の納付も行なわぬ事実が多年にわたり、多数見受けられることは遺憾である。

政府は、関係当局の連絡を密にし、すみやかに改善の措置を講じ、いやしくも国損を招くことのないようにすべきである。

(10) 郵政職員による現金領得事犯は、部内監査の強化にもかかわらず、いまだに跡をたたず、とくに、現金出納官吏である中堅幹部による犯罪が発生したことは遺憾である。

政府は、同種犯罪の防止に努め、その根絶を期すべきである。

沖縄県においては、本土復帰後一年余を経過しているにもかかわらず、基地問題をはじめ、物価、産業開発、社会福祉等について、いまだ政策の効果が期待通り發揮されておらず、本土との格差が依然として残存している事態がみられる。

政府は、沖縄県の基地問題解決および県民のための開発施策を一層強力に推進することとある。

要領書	
委員会の決定の理由	
本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十一条およびその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次の通りである。	
一般会計歳入歳出決算	
歳入決算額	八、四五九、一八一千万円余
歳出決算額	八、一八七、六九六百万円余
特別会計歳入歳出決算	
歳入決算額	一八、一六四、八一九百万円余
歳出決算額	一六、〇〇七、五六五百万円余
國稅収納金整理資金受払計算書 受入	
支払	一、二七、三一一百万円余
支払命令済額	七、四五八、七三〇百万円余
支払	六、二五三、〇四二百万円余
政府関係機関決算書	七、三一二、九六七百万円余
支入決算額	五、八七一、三三七百万円余
支出決算額	正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律および諸施策に反省、検討を要するものがなかつたかどうかという観点にたつて、真重
本件決算について、予算および関係法律が適	は勿論であるが、当面の緊急課題であるサトウキビ農業の保護育成、ウリミバエの駆除等の病虫害対策、麻薬の取締、売春の絶滅、ハンセン氏病に対する措置等に全力を傾注すべきである。

に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算  
昭和四十五年度特別会計歳入歳出決算  
昭和四十五年度国税収納金整理資金受払計算書  
昭和四十五年度政府関係機関決算書

右  
国会に提出する。

昭和四十六年十二月二十九日  
内閣總理大臣 佐藤 築作

昭和四十八年六月二十日

參議院議長 河野 謙三殿  
決算委員長 成瀬 帷治

審査報告書

昭和四十五年度国有財産増減及び現在額統計  
算書

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十五年度中の一般会計および特別会計をあわせての国有財産の増加額は、二兆九千五百五十五億三千二百万円余、減少額は、七千六百四十八億三千七百万円余、差引純増加額は、二兆一千九百六億九千四百万円余である。

これを前年度末現在額六兆八千二百一億八千八百万円余に加算すると、本年度末現在額は九兆百八億八千二百万円余である。

本件について慎重に審査を行なつた結果、異議がなかつた。

## 審査報告書

昭和四十五年度国有財産無償貸付状況総計算書は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十日

参議院議長 河野 謙三殿 決算委員長 成瀬 塩治

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七條の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十五年度中の一般会計および特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、九百三億五千八百万円余、減少額は六十八億三千三百万円余、差引純増加額は、八百三十五億三千五百萬円余である。

これを前年度末現在額八百二十六億五千二百万円余に加算すると、本年度末現在額は千六百六十一億八千八百万円余である。

本件について慎重に審査を行なつた結果、異議がなかつた。

## 官報(号外)

参議院議長

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定によつて、昭和四十五年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和四十五年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。(別冊は省略する)

## 〔成瀬脩治君登壇、拍手〕

○成瀬脩治君 大だいま議題となりました昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書一件並びに昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)外三件、昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅

所管使用調書(その1)外二件、計七件の事後承諾を求めるの件につきまして、決算委員会における

審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

## 〔議長退席、副議長着席〕

当委員会におきましては、以上八件につきまして、去る六月十三日、大蔵当局から説明を受けた後、質疑に入りました。その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

六月二十日、質疑を終了し、採決の結果、国庫債務負担行為一件につきましては、全会一致をもつて異議がないと議決され、予備費七件につきましては、多数をもつて賛成を与えるべきものと議決されました。

次に、昭和四十五年度決算外二件につきましては、多数をもつて賛成を与えるべきものと議決されました。

ついで、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申上げます。

まず、昭和四十五年度決算については、昭和四十六年十二月二十九日国会に提出され、昭和四十七年五月十日、当委員会に付託されました。

次に、昭和四十五年度決算外二件につきましては、昭和四十七年一月二十一日国会に提出され、同日、委員会に付託されました。

当委員会は、決算外二件の審査にあたり、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかをはじめ、決算全般について審査

委員会は六月二十日、質疑を終了し、直ちに討論を行ないました。その議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に対する十項目の警告であります。

討論におきましては、日本社会党、公明党、民主党及び日本共産党を代表した各委員から、本件決算は是認できないが、警告には賛成である旨の意思表示がなされ、自由民主党の委員からは、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告に

も賛成である旨が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件決算は多数をもつて是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対する警告については、全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は次のとおりであります。

(1) わかる審議会等については、現状において、その必要性を検討すべきものが多々あります。中には構成員の過度の兼任、会長職務の空席、委員手当の不均衡等の不備がみられ、また、その活動状況が著しく不活発なもののが跡をたたないことは遺憾である。

政府は、可及的すみやかに審議会等の活動の実態を検討し、できる限り整理統合を推進するとともに、委員の構成、委員手当にも配慮を加え、民意が公正かつ適確に行政に反映するよう機能充実に努めるべきである。

(2) 防衛省が民間企業に委託契約して行なう研究開発に伴つて生ずる工業所有権について、現在、その大多数が民間企業に帰属していることは看過できない。

政府は、この研究開発の財源が全額国費であることおよび防衛省の研究開発がもつ特殊性などの実情をあらためて考慮し、このような工業所有権はすべて國に帰属させる方向で、現行の取扱いを再検討すべきである。

(3) 公害防止事業団が受託金融機関に委託して行なう融資事業の貸付金のうち、対象外設

の設置に使われたり、目的以外の用途に一時使用されている事例があることは遺憾である。

政府は、当事業団に対し、受託金融機関より貸付先企業への適時適切な指導監督を行るべきである。

(4) 日本私学振興財團が、私立大学等に対する

経常費補助事業を実施するにあたり、「小田原女子学院」に交付した補助金のごとく、著しく適正を欠いている事例が、前年度に引き続き認められたのは遺憾である。

政府は、当財團に対し、学校法人において適正な補助事業が達成されるよう指導監督に一層努力を払うべきである。

なお、最近、私立医科大学系大学の中に

は、入学の際に極めて高額の寄付金を徴収している事例があり、松本歯科大学のごとく不正に設立認可をうけた大学さえあり、またかなりの私立大学等において、定員水増しなどによる教育条件の悪化が見受けられるのも遺憾である。

政府は、今日私学のもつ重要性にかんがみ、このような事態を放置することなく、教育環境の向上をはかるため、適切な助成措置を講ずるとともに、指導監督に格段の努力を払うべきである。

(5) 最近、看護婦不足はますます深刻化し、そのため折角整備された病床の閉鎖を余儀なくされている状況がみられるのは遺憾である。

政府は、率先して養成施設を増強するとともに、看護婦勤務の特殊性に即応した環境の整備および労働条件の改善を行ない、潜在看護婦の活用をはかるよう対策を講すべきである。

(6) 最近、ゴルフ場の建設に関し、自然公園法、森林法等の趣旨に沿わない乱開発が行なわれる。

われ、あるいは里道など公共用財産が払下げ許可を得ないままゴルフ場用地として使用された事例がみられるることは遺憾である。

政府は、ゴルフ場の建設については、少なくとも、国立公園内の建設の禁止ならびに国土の保全等保安林指定目的の達成を阻害するような保安林解除の中止をはかるほか、環境保全に支障を及ぼさないよう厳に配意し、国有地の使用についても、規制を強化すべきである。

なお、一部の高級公務員がゴルフ場の名譽会員になるなどの公私混じりは厳に戒むべきである。

(7) 阪神高速道路公団が建設した一部の道路で、供用後間もないのに、重量車による法定外の荷重等のため、路面損壊の事故が続発したこととは、看過できない。

政府は、その種事故が当公団の道路に限らず、今後も多発する可能性にかんがみ、工事監督や施工管理に留意するとともに、検量施設の整備等によつて重量車に対する規制を強化し、走行の安全確保と道路の保全をはかるべきである。

(8) 有線音楽放送業者の一部が道路管理者の許可をうけることなく、電柱等に放送線を添加して道路を不法に占用し、占用料等の納付も行なわない事実が多年にわたり、多数見受けられることは遺憾である。

政府は、関係当局の連絡を密にし、すみやかに改善の措置を講じ、いやしくも国損を招くことのないよう努めべきである。

(9) 郵政職員による現金領得事犯は、部内監査の強化にもかかわらず、いまだに跡をたたず、とくに、現金出納官吏である中堅幹部による犯罪が発生したことは遺憾である。

政府は、同種犯罪の防止に努め、その根絶を期すべきである。

(10) 沖縄県においては、本土復帰後一年余を経

過しているにもかかわらず、基地問題をはじめ、物価、産業開発、社会福祉等について、

いため政策の効果が期待通り發揮されておらず、本土との格差が依然として残存している事態がみられる。

政府は、沖縄県の基地問題解決および県民のための開発施策を一層強力に推進することは勿論であるが、当面の緊急課題であるサトウキビ農業の保護育成、ウリミバエの駆除等の病虫対策、麻薬の取締、売春の絶滅、ハンセン氏病に対する措置等に全力を傾注すべきである。

以上であります。

次に、国有財産関係一件につきましても、採決の結果、昭和四十五年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和四十五年度国有財産無償貸付状況総計算書については、いずれも多数をもつて異議がないと議決された次第であります。

内閣に対する警告につきましては、関係各大臣から、その趣旨を体して努力する旨の発言がありました。これら警告の趣旨が今後の予算その他広く國政万般に遺憾なく具現されることを要望いたしまして、報告を終わります。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本件は承諾することに決しました。

○副議長(森八三一君) 次に、昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十五年度政府関係機関決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

まず、昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。

○副議長(森八三一君) 本件決算を委員長報告のとおり是認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○副議長(森八三一君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めました。

六件を承諾することに賛成の諸君の起立を求め

閣に対し警告することに決しました。

【賛成者起立】

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、六件を承諾することに決しました。

【賛成者起立】

○副議長(森八三一君) 次に、昭和四十五年度国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

【賛成者起立】

○副議長(森八三一君) 次に、昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十五年度政府関係機関決算書について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決しました。

【賛成者起立】

○副議長(森八三一君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、本件は全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めました。

○副議長(森八三一君) 次に、日程第一二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長西ヶ久保重光君。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、本件は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めました。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めました。

○副議長(森八三一君) 「賛成者起立」

よつて、全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する警告することに賛成の諸君の起立を求めました。

○副議長(森八三一君) 日程第一二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長西ヶ久保重光君。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月十九日  
参議院議長 河野 謙三殿





基本法の精神に即した運営が行なわれるよう再検討すること。なお、各省にまたがる研究機関および民間医療機関における放射能の影響についての調査、治療、研究が一元的に行なわれるよう体制の整備をはかること。

九、昭和五十年の国勢調査を目標として、被爆者の強化を図ること。

十、被爆者の生活、医療等の相談に充分応じられる態勢の充実に努め、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

十一、広島、長崎の原爆病院等の特殊性にかんがみ、病院財政の助成について充分配慮すること。

十二、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土なみに治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めること。

右決議する。

## 官報(号外)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月三十日

衆議院議長 中村 梅吉

○矢山有作君　ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、原爆被爆者に対する特別手当の額を月額現行一万円から一万一千円に引き上げること、及び健康管理手当の支給対象を五十五歳以上との者から五十歳以上の者に拡大することを内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を重ね、六月十九日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をいたしました。

なお、質疑の過程において論議の重点となつた事項を内容とした附帯決議を、全会一致をもつて付することいたしました。

そのおもな事項は、

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のよう改正する。

第一条第三項中「一万円」を「一万一千円」に改める。

第五条第一項第一号中「五十五歳」を「五十歳」に改め、同条第四項中「四千円」を「五千円」に改める。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君)　日程第一四　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出)

に掲載

第一條　この法律は、難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康をそこなうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質がこれらの性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、これらの性状を有する化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行なうことを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起させることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く。)をいう。

一　毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項に規定する特定毒物

二　覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料

三　麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬

各号の一に該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

一　イ及びロに該当するものであること。

イ　自然的作用による化学的変化を生じにくくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。

の範囲を拡大し、その認定にあつては被爆者援護の精神に沿って運用がなされるよう努めるこ

と。

広島において原爆傷害調査を行なっているアメリカのABC-C委員会の日本国内における法的地位を明確にし、わが国が調査の主体性を確立するよう調査体制を再検討すること。

その他被爆者に対する給付の改善、原爆病院に對する財政の助成に努めること。

当していない者であつて、この法律による改正後後の同法の規定による健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する健康管理手当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、同月から始めるとする。

○副議長(森八三一君)　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君)　總員起立と認めます。

二 繼続的に摂取される場合には、人の健康をそこなうおそれがあるものであること。  
 一 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)が前号イ及びロに該当するものであること。

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制  
 (製造等の届出)  
 第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき、試験(化学的方法による物質の検出若しくは定量、物質の合成の実験又は物質の物理的特性の測定のために使用される化学物質をいふ。以下同じ。)として新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときその他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 次条第三項の規定により厚生大臣及び通商産業大臣が公示した化学物質

## 二 特定化学物質

三 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質  
 2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の届出があつたときは、速報なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

## (審査)

第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等

に関する知見に基づいて、その新規化学物質が

次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

一 第二条第二項各号のいずれにも該当しないもの

二 第二条第二項各号の一に該当するもの

三 第二条第二項各号の一に該当するかどうか明らかでないもの

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出に係る新規化学物質が前項第三号に該当すると判定したときは、すみやかに、その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づいて、その新規化学物質が同項第一号又は第二号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知をしたときは、速報なく、その新規化学物質の名称を公示しなければならない。

4 第一項及び第二項の判定を行なうために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める。

5 環境庁長官は、必要があると認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣が第一項又は第二項の判定を行なうに際し、事前に、厚生大臣及び通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

2 第一条第一項の届出をした者は、前条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、第三条第一項ただし書

に規定する場合は、この限りでない。

## 第三章 特定化学物質に関する規制 (製造の許可)

第六条 特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、特定化学物質及び事業所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業所の所在地

三 特定化学物質の名称

四 製造設備の構造及び能力

五 第七条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(欠格条項)

第六条 次の各号の一に該当する者には、第六条第一項の許可を与えない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十二条の規定により許可を取り消された、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

第十一条 第六条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造業者」という。)は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたときは、又は前項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、速報なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 申請書

三 輸入数量

(許可の基準等)

第十二条 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る特定化学物質の輸入が当該特定化学物質の製造の状況等からみてその需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、前条第一項の許可をしてはならない。

2 第八条の規定は、前条第一項の許可に準用する。

第九条 通商産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可をすることによつて当該特定化学物質の製造の能力が当該特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。

二 製造設備が厚生省令、通商産業省令で定め



その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者又は届出使用者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を收去させることができ。2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を收去させることができる。

前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び收去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(要請)

第二十七条 環境庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、第二十二条文は第二十三条の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

(手数料)

第二十八条 第六条第一項、第十条第一項又は第十一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(聴聞)

第二十九条 通商産業大臣は、第二十一条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間をおいて予告したうえ、公開による聴聞を行なわなければならぬ。

前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出

する者は、意見述べる機会を与えなければならない。

(異議申立ての手続における聴聞)

第二十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第二十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務大臣等)

第三十二条 この法律における主務大臣は、次とおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十一条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令、第二十五条第一項の規定による報告の徵収若しくは第二十六条第一項の規定による検査、質問若しくは收去に関する大臣

二 第二十二条の規定による命令、第二十三条规定による報告の徵収又は第二十六条第二項の規定による検査、質問若しくは收去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

三 第二十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十二条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第十二条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一項の規定による報告の徵収若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の届出をしないで新規化学物質を製造し、又は輸入した者

二 第五条の規定に違反した者

三 第十六条第一項の許可を受けないで製造設備の構造又は能力を変更した者

四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

載及び保存に關しては、特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

二 第十七条第二項の技術上の基準に關しては、厚生大臣、通商産業大臣及び特定化学物質を使用する者の行なう事業を所管する大臣の発する命令

三 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定する大臣は、第九条第二号の厚生省令、通商産業省令で定める技術上の基準又は第十七条第二項の主務省令で定める技術上の基準のうち労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による労働災害の防止に密接な関連を有すると認められる事項に係るものについては、労働大臣の意見をきくものとする。

(他の法令との関係)

第三十三条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十二条第一項及び第二十三条の規定による報告の徵収若しくは第二十六条第一項の規定による検査、質問若しくは收去の対象となる者の行なう事業を所管する大臣

化粧品及び同条第四項に規定する医療用具

第五章 罰則

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の許可を受けないで特定化学物質の製造の事業を営んだ者

二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定に違反した者

三 第十一条第一項の許可を受けないで特定化学物質を輸入した者

四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

二十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十七 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十八 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

四十九 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十一 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十二 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十五 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五十六 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

昭和四十八年六月二十二日 参議院会議録第二十二号

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

五六一

三 第二十六条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科す。

第三十九条 第十条第二項、第十五条第二項、第十六項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。  
(既存化学物質名簿)

第二条 通商産業大臣は、この法律の公布の際現に業として製造され、又は輸入されている化学物質（試験研究のために製造され、又は輸入されているもの及び試験として製造され、又は輸入されているものを除く。）の名称を記載した表（以下「既存化学物質名簿」といふ。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

2 何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に關し、訂正する必要があると認めるとときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に限り、その旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から

消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

## (経過措置)

4 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない。

## (4)

第三条 この法律の施行の際に、前条第四項の規定により公示された既存化学物質名簿に記載されている化学物質以外の化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいる者については、その者を第三条第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から『月以内』とする。

## (厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のよろに改正する。

第十一條に次の一号を加える。

## (通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のよろに改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

## (通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法（昭和四十八年法律第二百七十五号）の一部を次のよろに改正する。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

## (通商産業省設置法の一部改正)

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百七十五号）の施行に關する事務で厚生省の所掌に屬するものを處理すること。

## (通商産業省設置法の一部改正)

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

## (通商産業省設置法の一部改正)

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百七十五号）の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを處理すること。

## (通商産業省設置法の一部改正)

二の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百七十五号）の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを處理すること。

## (通商産業省設置法の一部改正)

○佐田一郎君登壇、拍手

〔内閣提出、衆議院送付〕を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理

御報告申し上げます。

この法案は、分解性が悪く、蓄積性が高く、慢

性毒性があり、人の健康に被害を及ぼすおそれ

あるP.C.B類似の化学物質による環境の汚染を未

然に防止するため、新規の化学物質について事前

審査制を採用し、その安全性が確認されるまでは

製造、輸入を認めないとするとともに、有害

な物質は特定化学物質として指定し、その製造、

輸入、使用等について必要な規制を行なおうとす

るものであります。

委員会では、公害対策及び環境保全特別委員会

との連合審査会をも開催して慎重に審査を行な

い、P.C.Bとその使用製品の回収処理状況、P.C

Bによる魚介類の汚染対策と汚染企業、特定化

物質の使用制限、すでに回復している化学物質の

総点検の問題等について質疑が行なわれました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律

案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

なお、本案に対し、P.C.B類似の化学物質によ

る環境汚染を絶対に起こさないように、有害物質

をきびしく規制するとともに、当面のP.C.B汚染

対策を至急に講すべき旨の附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三一君）これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（森八三一君）總員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

○佐田一郎君登壇、拍手

〔内閣提出、衆議院送付〕を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理

事補正候君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

○副議長（森八三一君）

〔内閣提出、衆議院送付〕を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員会理

事補正候君。

〔審査報告書は都合により第二十五号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合

に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第三号」に改める。

第八条第三項中「鉄筋コンクリート造」の下に「以外の構造を加える。

附則中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

(児童生徒急増地域に係る国負担割合の特例)

3 児童又は生徒が急増している地域として政令で定めるところにより文部大臣が指定する地域にある公立の小学校又は中学校の校舎の新築又は増築に要する経費についての国の負担割合は、昭和四十八年度から昭和五十二年度までの各年度においては、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、三分の一とする。

#### 附 則

公布の日  
昭和四十八年四月一日から適用する。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 昭和四十七年度以前の予算に係る国庫負担金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十八年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む)については、なお従前の例による。

○補正俊君登壇、拍手

○補正俊君 登壇、拍手

この法律は、昭和四十八年四月一日から適用する。

2 昭和四十七年度以前の予算に係る国庫負担金(同年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十八年度に支出すべきものとされた国庫負担金を含む)については、なお従前の例による。

○補正俊君登壇、拍手

この法律は、昭和四十八年四月一日から適用する。

委員会におきましては、公共事業繰り延べと文教施設整備との関連、過密地域における学校用地確保と高校増設に対する施策、危険校舎の解消の促進、学校統合の進め方などの諸問題について、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳

細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して加藤委員より義務教育施設整備費に対する国庫負担率の引き上げなどを内容とする修正案が提出されました。

統いて採決に入り、まず修正案は賛成少数をもつて否決され、結局、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、宮之原委員より、危険校舎の改築、学校用地の取得、体育・スポーツの施設・設備の整備等について、国の助成措置を拡充強化すべき旨の意見を述べたところにかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。

昭和四十八年五月三十日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

五 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

第六十五条に次の二項を加える。

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に規定する業務を行なうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前条第四項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第五号」とあるのは、「第五十四条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十四条第三項に改める。

〔第一項第五号〕とあるのは、「第五十四条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十九条第十四号中第五十四条第二項に改める。

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

〔第一項第五号〕に改める。

第九条の八第二項第四号中「金融機関」を「国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者」に改め、同項第七号中「法人」の下に「(以下この項において「国等」という。)」を加え、同項第八号中「親族」の下に「(以下この項において「配偶者等」という。)」を加え、同項第九号中「前二号の法人又は個人」を「国等又は配偶者等」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 組合員以外の者(国等及び配偶者等を除く。)の預金又は定期積金の受入れ

第九条の八第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 信用協同組合の前項第九号の事業に係る預金及び定期積金の合計額は、当該信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額をこえてはならない。

第九条の九第五項中「第九号」を「第十号」に改める。

第一百五条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の二項を加える。

二の三 第九条の八第三項の規定に違反して

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

金若しくは配当金の支払の取扱い

四 有価証券の払込みの受入れ又はその元利

第一百五条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の二項を加える。

二の三 第九条の八第三項の規定に違反して

預金又は定期積金の受入れをしたとき。  
(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「(前条において準用する銀行法(次条及び第九条において「銀行法」という。)第二十一条の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、大蔵大臣が必要があると認める場合には、大蔵大臣及び都道府県知事」を加える。

第八条第二号中「第六条において準用する銀行法(以下本条及び第九条中「銀行法」という。)」を「銀行法」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### [藤田正明君登壇、拍手]

○藤田正明君 ただいま議題となりました法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における中小企業の状況に即応して、中小企業金融制度の整備改善をはかるため、相互銀行の同一人に対する融資限度の引き上げ、及び外債換取引の認可、信用金庫の会員資格要件の緩和、信用金庫連合会の機能拡充、信用協同組合の員外預金の認可、及び代理業務範囲の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本案に対し、参考人より意見を聽取するとともに、金融引き締め下における中小企業金融、歩積み両建ての規制、中小企業金融機関の資金コスト等の諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。  
なお、本案に対し、全会一致をもつて附帯決議が付されましたが、その要旨は次のとおりであります。

政府は、金融引き締めの影響が中小企業に与わ寄せされることのないよう、その資金量について、特段の配慮を加えること。住宅資金の融資量及び金利について、最大限に配慮すること。下請代金の支払い遅延防止について、万全の措置を講ずること。中小企業金融機関における公金取り扱い業務の充実につとめること。以上であります。

右御報告申し上げます。(拍手)  
○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。  
第四条第十三号の二の次に次の一号を加える。  
十三の三 物価に関する基本的な政策を企画立案し、並びに物価に関する基本的な政策に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

及び推進

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。  
第四条第十七号を次のように改める。

第十四条第十九号中及び第十五号」を「第十三号の三及び第十五号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五条中「五局」を「六局」に、「国民生活局」を「物価局」に改める。

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並びに物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

(物価局の事務)

第七条の三 物価局においては、左の事務をつかさどる。  
一 物価に関する基本的な政策の企画立案に関する事務

二 物価に関する基本的な政策に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関する事務

三 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、物価に関するもの実施に関する総合調整に関する事務

この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

〔高田浩運君登壇、拍手〕  
○高田浩運君 ただいま議題となりました經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案は、物価に関する総合的な施策を一そく推進するため、物価局を新設するとともに、經濟企画庁長官の権限の強化をはかることなどを内容とするものであります。

委員会におきましては、物価局設置の理由のか、物価上昇の要因と見通し、物資流通の合理化、公共料金の問題、財政金融政策など、物価安定に関する諸施策について広範にわたる質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月二十六日

參議院議長 中村 梅吉

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 物価に関する基本的な政策を企画立案し、並びに物価に関する基本的な政策に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

及び推進

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四条第十七号を次のように改める。

第十四条第十九号中及び第十五号」を「第十三号の三及び第十五号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五条中「五局」を「六局」に、「国民生活局」を「物価局」に改める。

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並びに物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

(物価局の事務)

第七条の三 物価局においては、左の事務をつかさどる。

一 物価に関する基本的な政策の企画立案に関する事務

二 物価に関する基本的な政策に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関する事務

三 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、物価に関するもの実施に関する総合調整に関する事務

「推進並びに物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進のため必要があると認める」に改め、同条第三項中「長期経済計画の推進のため特に必要な」とあるを「長期経済計画及び物価に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認める」と改め、「長期経済計画及び物価に関する基本的な政策に関する」を「長期経済計画及び物価に関する基本的な政策に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長に對し勧告をしたときは、当該行政機関の長に對し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣總理大臣に対し、當該事項について内閣法(昭和十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

6 第十二条第一項中「一人以内」を「一人」に改める。

決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(森八三一君) この際、常任委員長の辞任についておはかりいたします。

社会労働委員長 矢山 有作君

建設委員長 沢田 政治君

決算委員長 成瀬 帆治君

から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。

○副議長(森八三一君) いずれも許可することに御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三一君) ようで、いずれも許可することに決しました。

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。

○副議長(森八三一君) 日程に追加して、常任委員長の選舉を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。  
○竹田現熙君 常任委員長の選舉は、その手続を省略し、いすれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○桧垣徳太郎君 私は、ただいまの竹田君の動議に賛成いたします。  
○副議長(森八三一君) 竹田君の動議に御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三一君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、社会労働委員長に大橋和季君を指名いたします。

〔拍手〕

建設委員長に野々山一三君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に田中寿美子君を指名いたします。

〔拍手〕

○副議長(森八三一君) この際、欠員中の中国地方開発審議会委員、北海道開発審議会委員各一名の選挙を行ないます。

○竹田現熙君 各種委員の選挙は、いすれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○桧垣徳太郎君 私は、ただいまの竹田君の動議に賛成いたします。

○竹田現熙君 各種委員の選挙は、いすれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○副議長(森八三一君) 竹田君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森八三一君) ようで、議長は、中国地方開発審議会委員に藤田進君を、北海道開発審議会委員に川村清一君をそれぞれ指名いたします。

○副議長(森八三一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	塩出 啓典君	副議長 森八三一君	河野 謙三君
	内田 善利君	藤原 房雄君	山田 勇君

栗林 順司君	藤井 恒男君
青島 幸男君	原田 立君
沢田 実君	高田 浩運君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君
萩原幽香子君	木島 則夫君
今 春聰君	木島 光教君
峯山 昭範君	植竹 春彦君
中沢伊登子君	杉原 荒太君
熊谷太三郎君	上原 正吉君
渋谷 邦彦君	松平 勇雄君
宮崎 正義君	重宗 雄三君
浜田 幸雄君	大松 博文君
多田 省吾君	田淵 哲也君
高山 恒雄君	増田 盛君
濱田 幸雄君	志村 愛子君
小平 芳平君	鬼丸 勝之君
村尾 重雄君	増田 盛君
中村 登美君	田淵 哲也君
斎藤 十朗君	志村 愛子君
君 健男君	柴立 芳文君
原 文兵衛君	黒住 忠行君
中村 植二君	初村瀧一郎君
竹内 藤男君	山崎 竜男君
長屋 茂君	斎藤 寿夫君
桧垣徳太郎君	寺本 広作君
亀井 善彰君	高橋雄之助君
石本 茂君	佐田 一郎君
林田悠紀夫君	佐田 一郎君
丸茂 重貞君	寺本 広作君
安田 隆明君	町村 金五君
二木 謙吾君	高橋文五郎君
江藤 智君	柳田桃太郎君
伊藤 五郎君	船田 讀君
	岩動 道行君
	橘 直治君
	岡本 哲君
	米田 正文君
	大谷藤之助君
	德永 正利君
	柴田 栄君
	大竹平八郎君

昭和四十八年六月二十二日

參議院會議錄第二十二號

## 議長の報告事項

五六六



官 報 (号 外)

五六八

委員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

參議院議員  
秋山長造

參照

六月二十一日議長において  
議席を左のとおり定めた。

一五六 寺下 岩藏君

同日議長において、左のとおり議席を変更した。

二二五 加藤 進君

三一八  
小笠原貞子君

第二十号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

五百五  
一から  
九 畠上 昭範君 畠山 昭範君

第二十一号中正誤

五百四十二ページ三段十七行鈴木強君の次に片岡  
勝治君を加えるはずの誤り。

昭和四十八年六月二十二日 參議院會議錄第二十二号

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

定価 一部五十円  
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局  
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二一四四二二(大代)

五七〇